

豊川市地域包括ケア推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 豊川市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）は、高齢者が医療や介護等が必要になっても、適切なサービスを利用することによって尊厳を維持しながら、住み慣れた地域で自立した日常生活の継続が図れるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的かつ切れ目なく提供可能な本市における「地域包括ケアシステム」を確立することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業は、東三河広域連合から委託を受けて豊川市が実施する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること
- (2) 高齢者及び地域の潜在ニーズの把握、各種サービス資源及び事業実施上の諸問題に関すること
- (3) 新たな資源開発の検討と事業化、施策化に関すること
- (4) 在宅医療・介護の連携推進に関すること
- (5) 地域包括支援センターの運営に関すること
- (6) 豊川市高齢者福祉計画及び豊川市認知症施策推進計画に関すること
- (7) 前号に掲げるもののほか、高齢者サービスの総合調整に関すること

(組織)

第4条 協議会は、協議会で協議する事項について事前に、課題の整理や各種施策案等を取りまとめるため、協議会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 協議会及び部会は、別表に掲げる者をもって構成するものとし、委員は、市長が委嘱または任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱または任命された日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合、補欠の委員を置くことができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会及び部会には、次のとおり会長を置く。

- (1) 協議会の会長は、学識委員をもって充てる。

(2) 部会の会長は、協議会長が指名する。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となり、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議に付すべき事項並びに会議の開催の日時及び場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会及び部会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(職員)

第10条 協議会及び部会の事務に従事する職員は、豊川市福祉部介護高齢課の職員をもって充てる。

(秘密の保持)

第11条 協議会及び部会の会長や委員並びに事務従事職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(他の会議等との連携)

第12条 協議会は、地域包括ケアシステムの構築に関連する各種会議等との連携を十分に図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

地域包括ケア推進協議会委員

区 分	役 職 等
学識者	学識経験を有する者
豊川市医師会	豊川市医師会の推薦する者
豊川市歯科医師会	豊川市歯科医師会の推薦する者
豊川市薬剤師会	豊川市薬剤師会の推薦する者
豊川市介護保険関係事業者連絡協議会	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会の推薦する者
豊川市民生委員児童委員協議会	豊川市民生委員児童委員協議会の推薦する者
豊川商工会議所	豊川商工会議所の推薦する者
福祉関係	介護保険第1号被保険者を代表する者
福祉関係	介護保険第2号被保険者を代表する者
福祉関係	権利擁護、相談事業等に関し知識経験を有する者
愛知県豊川保健所	愛知県豊川保健所の推薦する者
豊川市社会福祉協議会	豊川市社会福祉協議会の推薦する者
豊川市民病院	豊川市民病院の推薦する者
豊川市福祉部	福祉部長

地域包括ケア推進協議会作業部会委員

区 分	役 職 等
豊川市医師会	豊川市医師会の推薦する者
豊川市歯科医師会	豊川市歯科医師会の推薦する者
豊川市薬剤師会	豊川市薬剤師会の推薦する者
豊川市介護保険関係事業者連絡協議会	居宅介護・介護予防支援部会の推薦する者
豊川市介護保険関係事業者連絡協議会	訪問看護・訪問リハビリ部会の推薦する者
豊川市介護保険関係事業者連絡協議会	施設部会の推薦する者
豊川市民生委員児童委員協議会	豊川市民生委員児童委員協議会の推薦する者
豊川商工会議所	豊川商工会議所の推薦する者
愛知県豊川保健所	愛知県豊川保健所の推薦する者
愛知県豊川警察署	愛知県豊川警察署の推薦する者
愛知県認知症疾患医療センター	愛知県認知症疾患医療センターの推薦する者
豊川市社会福祉協議会	豊川市社会福祉協議会の推薦する者
豊川市地域包括支援センター	豊川市地域包括支援センターの推薦する者
豊川市民病院	豊川市民病院の推薦する者
豊川市消防本部	豊川市消防本部の推薦する者
豊川市子ども健康部保健センター	豊川市子ども健康部保健センターの推薦する者
豊川市建設部建築課	豊川市建設部建築課の推薦する者
豊川市市民部市民協働国際課	豊川市市民部市民協働国際課の推薦する者
豊川市福祉部地域福祉課	豊川市福祉部地域福祉課の推薦する者
豊川市福祉部障害福祉課	豊川市福祉部障害福祉課の推薦する者
豊川市福祉部保険年金課	豊川市福祉部保険年金課の推薦する者
豊川市福祉部介護高齢課	豊川市福祉部介護高齢課の推薦する者